都中農推発第61号

令和７年８月１日

各　ＪＡ指導経済担当部署　御中

ＪＡ東京中央会

（公印省略）

「エコ農産物認証者に対する販売拡大支援事業」の２次募集（追加実施）について

時下ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

令和７年４月25日開催の説明会にてご案内させていただきました標記事業につきまして、６月23日を交付申請提出期限とし、申請いただきました方々に対し交付決定通知を発出させていただきました。本事業の申請状況を鑑み、この度東京都と調整の結果、下記の通り２次募集(追加実施）をいたします。

　補助金交付申請の提出期間の追加のみで、事業内容や実績報告・請求手続きの期限に変更はありません。

詳細につきましては、下記をご参照いただき、管内組合員への周知ならびにご対応の程よろしくお願い申し上げます。

記

１．追加実施時期

　（１）**補助金交付申請の２次募集提出期限（追加実施期間）**

**令和７年８月１日（金）～９月19日（金）まで**

　　　　　※書類が揃い次第、随時提出していただいて構いません。

　　　　　※なお、申請状況により予算の範囲内で調整を行う場合がある。

　（２）**実績報告及び請求書の送付（変更なし）**

**交付決定後・事業の実施 ～ 令和８年1月30日（金）**

　　　　　※書類が揃い次第、随時提出していただいて構いません。

（３）**ＪＡから中央会への提出最終期限（変更なし）**

**令和８年1月30日（金）**

２．事業内容（変更なし）

　（１）背景・目的

　　　　環境保全型農業を推進するとともに、安全・安心な農産物の生産を確保して消費者に普及提供するため、東京都エコ農産物認証者を増やし出荷量の増加を図る。

　（２）事業概要

　　　　認証生産者が認証品目の拡大や化学合成農薬に代わる防除資材の導入に対し、必要な経費の一部を助成する。

　（３）対象者

　　　　補助対象事業をうける補助対象者は、都内に居住し、都内のほ場で耕作を行い、生産物を主に都内で販売している農業者等で以下に掲げる者とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象者 | 備　　考 |
| エコ農産物認証生産者（以下「認証生産者」という。） | 東京都エコ農産物認証要綱（平成25年４月１日付25産労農安第１号）に基づき認証を受けた農産物の生産者。 |

　（４）補助率

　　　　補助率は１/２以内（消費税は補助の対象外）

　　　　※補助上限額 100千円、補助下限額10千円

　（５）補助対象資材

①周年出荷を行うための認証生産者への種苗購入費補助

　　前年度の東京都エコ農産物認証委員会において、新規に認証生産者と認めらされた者及び、既認証生産者で前年度に比べて認証品目を増やした者が、今年度に新しく認証された品目の種苗を初めて導入する場合の購入経費

　　　②化学合成農薬削減のための資材購入費補助

　　　　 化学合成農薬削減技術のための資材の購入経費（別紙１を参照してください）

３．送付資料について

* 1. 組合員向け事業案内チラシ
  2. ＪＡ東京中央会エコ農産物認証者に対する販売拡大支援事業実施要綱・要領・申請書一式・化学合成農薬削減のための資材一覧

４．組合員への周知について

　　送付資料を用いて周知のほどお願いいたします。チラシの黄色の網掛け部分については、貴ＪＡにてご編集いただいて構いません。

５．周知時期について

　　貴ＪＡにおいて準備が整い次第、ご案内のほどお願いいたします。

　　また、ＪＡ東京中央会ＨＰの新着情報内にてご案内いたします。

以上

|  |
| --- |
| ＪＡ東京中央会　都市農業支援部　担当：五十嵐・兼子  TEL : 042-528-1375　FAX : 042-528-1374  ＜JA東京中央会HP＞  https://www.tokyo-ja.or.jp/ |